

○厚生労働省告示第三百四十九号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の一部の施行に伴い、及び障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条の三第一項第一号の規定に基づき、障害者自立支援法施行令第二十一条の三第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める食費等の負担限度額の算定方法（平成十九年厚生労働省告示第百三十三号）の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から適用する。

平成二十三年九月二十二日

厚生労働大臣 小宮山洋子

題名及び各号列記以外の部分中「第二十一条の三第一項」を「第二十一条の三第一項第一号」に改める。

第一号ハ中「特定入所サービス」を「特定入所等サービス」に、「第二十一条の三第一項」を「第二十一条の三第一項第一号」に改め、同号ニ中「特定入所サービス」を「特定入所等サービス」に改める。